

審査公報掲載文原稿用紙

受付年月日 年 月 日



最高裁判所判事
 長嶺 安政
 昭和二十九年四月十六日生

略歴

東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京
 教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、
 同高等学校卒業。
 昭和五二年 三月 東京大学教養学部教養学科国際関係論分科
 卒業

同年 四月 外務省入省
 五五年 七月 英園オックスフォード大学社会科学部特別アイ
 プロマ取得

同年 八月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米
 国大使館にて勤務

平成二年 八月 内閣法制局参事官
 四年 三月 内閣法制局参事官
 七年 一月 内閣法制局参事官

同 在英印大使館公使として勤務
 一四年 九月 外務省北米局長参事官以降、国際法局参事官、
 総合外交政策局参事官として勤務

一九年 八月 在サンフランシスコ総領事
 二二年 八月 外務省国際法局長
 二四年 九月 駐オランダ特命全權大使
 二五年 七月 外務省参事官

二八年 七月 駐大韓民国特命全權大使
 令和元年一〇月 駐英特命全權大使
 三年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において勤務した主要な裁判
 一 令和三年六月三日 大法決定
 民法及び商法の異なる組織に附しての夫婦の氏の変更に関する
 規定が憲法二四條に違反しないと判断した（多数意見）。そ
 の上で、夫婦の氏に関する法制度の合憲性に関する事柄の变化
 いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価され
 るに至ることもあり得るが、このような判断については、開
 示制度も含め、民主主義的なプロセスに依拠することによって、
 合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこ
 とこそ、事の性格によさわしい解決であるとした（補正意見付
 加）。

二 令和三年九月七日 第三小法判決
 被告人が、心神耗弱の状態であったとした第一審の事案認定
 に誤りがあるとして、何の事案取調べをせず完全責任能力を認
 めて起訴した原判決には、法令違反があると断じ、刑事責任と
 した（全員一致、多数意見）。

裁判官としての心構え
 一〇〇〇の事件に就案に向き合い、その事件の背景、事情など
 を把握し、法律の適用に誤りのないよう努め、もって、適切な
 判断に至ることができるよう務めたいと考えています。これ
 までの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的視野を有す
 る事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むこと
 に、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル
 化、グローバル化、テロリズムなどが社会に与える影響と司法による
 問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよ
 う、今後とも努力していきたいと思っております。

裁判官 長嶺 安政

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。
- 2 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。